

病虫害防除所ってどんなところ？

病虫害防除所では、

- ①植物防疫法に基づく病虫害発生予察業務。
- ②農薬取締法に基づく農薬安全取締業務。
- ③肥料取締法に基づく肥飼料検査業務を行っております。

①病虫害発生予察業務

【病虫害の発生状況調査】

被害粒

調査作物
普通作物、茶
野菜、果樹

水田のすくい取り調査

虫が光に
誘引される

粘着版トラップの
オオタバコガ

ほ場での
見取り調査

水稲予察灯

ファネル
トラップ

ミナミアオカメムシ
の成虫と3齢幼虫

ナシの赤星病

ネギの黒斑病

キュウリのべと病

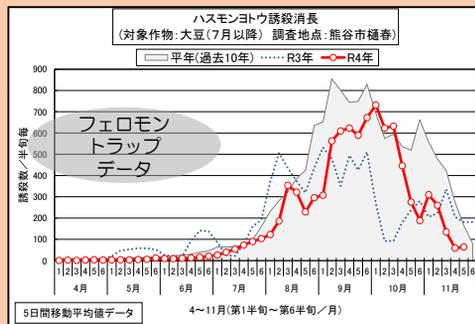
虫が
フェロモンに
誘引される

【調査に基づき情報発信】

防除情報

注意報

予報



他にも多くの
調査情報がホーム
ページに掲載

発生予察調査を毎月
行っています。調査に
基づいた予察情報を参
考に効果的防除にご活
用ください。

②農薬安全取締業務

農薬販売者の届出受理や立入検査を行っております。また生産者に対する農薬の適正使用指導や病虫害・農薬に関する相談の対応を行っております。

③肥飼料検査業務

製造事業所への立入検査・収去品の分析、県が管轄する普通肥料・特殊肥料に関する各種手続きを行っております。また飼料製造業者への立入検査も実施しております。

立入検査



詳しくは埼玉県病虫害防除所で検索、もしくは右のQRコードから確認！

病虫害防除所